

車種	更新基準		備考
	使用年数	走行距離	
原動機付自転車	10年	12,000km	使用年数及び走行距離の両方の基準を満たす車両を更新対象とする。
軽自動車(四輪貨物)	12年	80,000km	使用年数及び走行距離の両方の基準を満たす車両を更新対象とする。
小型貨物自動車 普通貨物自動車	15年	100,000km	使用年数及び走行距離の両方の基準を満たす車両を更新対象とする。
特殊自動車 特種用途自動車 (給水タンク車)	15年以上		使用年数の基準を満たす車両を更新対象とする。
緊急自動車 (開閉機車) (工作車) (指令車)	15年以上		使用年数の基準を満たす車両を更新対象とする。
乗用自動車	15年	100,000km	使用年数及び走行距離の両方の基準を満たす車両を更新対象とする。